

平成17年7月28日

各位

三菱信託銀行株式会社

地域金融機関との信託代理店業務における相続関連業務の追加について

三菱信託銀行株式会社（取締役社長 上原 治也）と滋賀銀行、京都銀行および南都銀行は、信託業法等の改正を受け、今般、三菱信託銀行の信託代理店としての取扱い業務に、相続関連業務を追加しました。

これに伴い、本年8月1日（月）より、滋賀銀行、京都銀行および南都銀行の3行では、三菱信託銀行の相続関連業務の取扱いを開始します。

滋賀銀行、京都銀行および南都銀行の3行は、既に三菱信託銀行の代理店として、連携して地域の信託ニーズに応えてまいりましたが、今般、相続関連業務を追加することにより、信託代理店として取扱うサービスを一層充実させます。

三菱信託銀行では、今後も社内・外のネットワークを活用し、信託銀行の専門性を発揮したより高度な総合金融サービスをお客さまに提供してまいります。

【今回取扱いを開始する代理店業務の概要】

取扱い開始日：平成17年8月1日（月）

取扱い業務	<滋賀銀行>	<京都銀行>	<南都銀行>
	遺言信託	遺言信託	遺言信託
	遺産整理業務	遺産整理業務	遺産整理業務
	資産承継プランニング (エステイトプランニング)	資産承継プランニング (エステイトプランニング)	資産承継プランニング (エステイトプランニング)
	生前贈与信託 (パーソナルトラスト)		

以上

<照会先>

三菱信託銀行株式会社 経営企画部広報室 竹尾（03-6214-6044）

() 取扱い業務の概要

・ 遺言信託

遺言作成に係る事前のご相談、遺言書の保管、将来の遺言執行まで受託する業務。

* 三菱信託銀行の執行付遺言信託の受託は、平成17年3月末現在9,718件と信託業界トップの実績を誇ります。

・ 遺産整理業務

財産の調査・財産目録の作成・分割協議書作成のお手伝い・名義書換までを一連で行う業務。

・ 資産承継プランニング(エステイトプランニング)

将来の相続を見すえた資産承継にかかわる有料のコンサルティング業務。家族構成・財産の状況などを分析、顧客ニーズに沿ったプランニングを実施します。

* 三菱信託銀行が平成15年10月から取り扱いを開始したコンサルティング業務。

・ 生前贈与信託(パーソナルトラスト)

原則3000万円以上の資金を「金銭信託5年もの」で安定的な運用を行いつつ、お客さまごとにオーダーメイドで設定した「特約」(契約書)に基づき管理・運用を行う信託です。「特約」はお客さまのご意向により、信託目的・信託機関・支払方法などの設計が可能です。

* 三菱信託銀行が平成15年4月から信託業界で初めて取り扱いを開始した信託商品。